

事故防止のための指針

介護老人福祉施設 きらく苑

1 事故防止の基本姿勢

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。

(2) 事故発生防止のための体制整備

施設で定める各種マニュアルに基づき、ひやりはつとや事故などが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、日々の申し送りや事故防止委員会、事故検討者会議にて、その内容について分析・検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る。

2 事故防止委員会について

(1) 事故防止委員会の設置について

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として事故防止委員会を設置する。

(2) 事故防止委員会の構成

事故防止委員会は、施設長・事務長・介護支援専門員・生活相談員・介護職員・看護職員とし、施設長が指名する職員をもって構成する。

(3) 事故防止委員会の開催

1ヶ月に一度開催し、介護事故・ひやりはつとの集計をし、介護事故の未然防止、再発防止策の確認、検討を行う。重大事故発生等で必要な場合は、随時委員会を開催する。

(4) マニュアル、ひやりはつと報告書、事故報告書等の整備

介護事故等の発生防止のため、マニュアル、ひやりはつと報告書、事故報告書等を整備するとともに内容の見直しを定期的に行う。

3 職員研修に関する基本方針

- (1) 事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、年2回の事故防止会議を開催する。

(2) 年2回は外部講師を招き、事故防止のための研修会に参加する。

4 事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録する。事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で速やかに対応する。

(2) 契約者に対する連絡・説明

契約者に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って、速やかに連絡を行い、事故発生状況及び施設職員の対応状況を報告する。

(3) その他の連絡・報告について

保険者に事故発生第一報をし、速やかに事故報告書を提出する。短期入所利用者については、居宅事業所にも連絡する。

5 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止委員会にて、ひやりはっと・事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、その内容を職員に周知した上で実施する。なお、再発防止策を講じた際には、その効果について評価する。

6 その他の災害等への対応

(1) 消防計画、災害時マニュアルの作成

(2) 非常災害のための体制（自衛消防組織等）

(3) 避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回）

(4) 避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守点検

(5) 非常用食料等の備蓄

(6) 上記体制の周知のための職員教育

7 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、契約者の求めに応じて、いつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも閲覧できるようにする。

この指針は、令和3年4月1日より適用する。